

I. 募集要項

募集要項 目次

1. 制度概要

- (1) 奨学金の対象者
- (2) 募集人数
- (3) 奨学金の種類
- (4) 奨学金の金額
- (5) 給付対象期間
- (6) 給付スケジュール
- (7) 応募方法
- (8) 応募締切
- (9) 奨学生の決定
- (10) 選考

2. 応募資格

- (1) 資格① 生年月日
- (2) 資格② 東日本大震災発生時の居住地
- (3) 資格③ 所得の合計基準
- (4) 資格④ 東日本大震災における被災状況
- (5) 資格⑤ 他の奨学金との重複受給がないこと

3. 応募必要書類

- (1) 基本書類
- (2) 追加証明書類
- (3) 「資格④ 東日本大震災における被災状況」を証明する書類
- (4) 医療費・介護費の領収書または確定申告書 A 控えの写し

4. 注意事項等

- (1) 給付開始条件
- (2) 給付期間中の義務
- (3) 給付の停止
- (4) その他注意事項等

1. 制度概要

「まなべる基金」は、東日本大震災の影響により、住居の再建や修繕、福島第一原発事故の影響による避難、また震災の影響で転職を余儀なくされ減収したなどの理由で、家計における経済的な負担が増加し、進学・就学が困難な高校生を支援することを目的とした給付型（返還不要）の奨学金制度です。困難な状況の中でも、学ぶことを諦めない高校生を支援するため実施するものです。

(1) 奨学金の対象者

東日本大震災で被災した生徒で、平成 29 年 4 月 1 日時点で高校等に在籍していることが見込まれる生徒

※ 詳しい応募資格については「2. 応募資格」(P.7) を参照してください。

(2) 募集人数

120 名程度

(3) 奨学金の種類

給付型奨学金 ※返還不要です。

(4) 奨学金の金額

3 年制の高校等	年間 16 万円
4 年制の高校等	年間 12 万円

※ 奨学金の金額は、公的な奨学金、民間の奨学金、就学支援金制度の状況等に変更が生じた場合等に、事前の予告なく変更される場合があります。予めご了承下さい。

(5) 給付対象期間

3 年制の高校等	平成 29 年 4 月分より平成 32 年 3 月分までの高校在籍期間中の最長 3 年間
4 年制の高校等	平成 29 年 4 月分より平成 33 年 3 月分までの高校在籍期間中の最長 4 年間

※ 奨学金の給付対象期間は、高等学校の卒業まで（高等専門学校・高等専修学校の場合は高等課程修了まで）に要する最短就業年限が終了する月までとします。

※ 高校等の就学課程の途中（2 学年以降）から受給する場合は、残りの最短就業年限が終了する月までとします。なお、留学・休学・留年等、受給者の都合で卒業に要する期間が延長した場合でも給付対象期間の延長はありません。

※ 給付対象期間は、公的な奨学金、民間の奨学金、就学支援金制度の状況等に変更が生じた場合等に、事前の予告なく変更される場合があります。予めご了承下さい。

(6) 給付スケジュール

以下の給付予定月に年 2 回給付します。給付予定月は、手続きの都合により前後する場合があります。予めご了承ください。

		前期 6 ヶ月分（4 月～9 月分）	後期 6 ヶ月分（10 月～3 月分）
給付予定月		4 月 ※高校 1 年生は初回のみ 5 月	10 月
給付金額	3 年制	80,000 円	80,000 円
	4 年制	60,000 円	60,000 円

(7) 応募方法

応募者	「Ⅲ. 応募書類」(P.19～)を、奨学金担当の先生へ提出してください。
担当の先生	学校内全ての応募者を取りまとめ、当財団へ郵送してください。 詳細は別紙「まなべる基金(第6期)応募手続きのご案内」をご覧ください。

(8) 応募締切

応募者	各校で定められた提出日 (在籍校ごとに書類提出日が異なります。奨学金担当の先生に確認してください。)
担当の先生	平成28年10月14日(金) ※消印有効 締切には余裕をもって郵送してください。詳細は別紙「まなべる基金(第6期)応募手続きのご案内」をご覧ください。 ※締切期日を過ぎての応募は受け付け出来ません。

(9) 奨学生の決定

平成29年1月下旬(予定)に、在籍校宛に郵送にて通知します。

応募者	採否結果については、奨学金担当の先生に確認してください。
担当の先生	通知が到着次第、各応募者へ結果を通知してください。 詳しくは採否の通知に同封される手続きのご案内をご覧ください。

(10) 選考

応募書類の記載(家族構成、被災の状況、就業・収入の状況、被災による経済的負担、医療費・介護費の負担、その他記載事項、課題作文・保護者からのコメント等)をもとに、選考委員会で決定した選考基準に基づき総合的に判断します。

2. 応募資格

以下の(1)～(5)の全ての項目を満たす生徒。

(1) 資格① 生年月日

平成9年4月以降に生まれ、平成29年4月1日時点で高校等に在籍していることが見込まれる生徒。
(ただし、平成28年9月現在、高校卒業資格を取得している生徒を除く。)

(2) 資格② 東日本大震災発生時の居住地

東日本大震災発生時に岩手県・宮城県・福島県の小学校・中学校に在籍していた生徒で、かつ、その生徒の家庭で主に家計を支える方が岩手県・宮城県・福島県に居住していた。

(3) 資格③ 所得の合計基準

家計を同一にする家族の「平成28年度所得証明書(平成27年1月～12月)」の所得の合計が以下を下回る生徒。

家族の人数	所得の合計	家族の人数	所得の合計
2人	213.6万円	6人	640.8万円
3人	320.4万円	7人	747.6万円
4人	427.2万円	8人	854.4万円
5人	534.0万円	9人	961.2万円

(4) 資格④ 東日本大震災における被災状況

以下の事象の1つ以上に該当する生徒。

※複数該当する場合も応募可能です。

項目	内容	
住居に関するもの		
① 持家解体後、住居再建または自己負担のある賃貸住居に入居した	主に家計を支える方が震災当時居住していた持家が、震災により流出または半壊以上の認定を受け、やむを得ず解体し居住ができないため、平成23年3月～28年9月までの間に以下のいずれかの状況にいたっている。	
	①-a	住居を新たに購入した。
	①-b	家賃の自己負担がある賃貸住宅に入居した。
② 持家を自費で修繕した	主に家計を支える方の震災当時居住していた住居(持家に限る)が、震災により一部損壊以上の認定を受け、居住のため修繕が余儀なくされ、修繕に自己負担額として50万円以上かかった。かつ、現在もその住居に住み続けている。	
避難(自主避難を含む)に伴うもの		
③ 原発の影響で避難し、二重生活をしている	福島第一原発事故の影響により、平成23年3月～25年3月までの期間中に避難し、平成28年9月現在も、家計を同一にする家族が2拠点以上で生活を送っており、以下のいずれかの状況にいたっている。	
	③-a	避難先で住居費がかかっている。
	③-b	家賃の自己負担がない住宅に入居している。
④ 原発の影響で避難し、転居先で住居費が発生している	福島第一原発事故の影響により、平成23年3月～25年3月までの期間中に家計を同一にする家族全員で避難し、平成28年9月現在も避難を継続し、以下のいずれかの状況にいたっている。	
	④-a	避難先で住宅を新たに購入した。
	④-b	家賃の自己負担がある賃貸住宅に入居している。

項目		内容
就業に関するもの		
⑤	自営業の機器を再購入した	主に家計を支える方が震災前に営んでいた自営業（専業の漁業・農業含む）の機器類が流出などにより利用できなくなり、再購入が余儀なくされ、自己負担金額の総額が50万円以上かった。
⑥	減収した	以下の理由のいずれかにより、主に家計を支える方の世帯収入が震災前と比較して減少した。
	⑥-a	震災前に雇用されていた会社が被災し、廃業となったため転職。その結果、給与が減収した。
	⑥-b	福島第一原発事故の影響による避難で転居したことで転職を余儀なくされ、その結果減収した。
	⑥-c	震災前営んでいた自営業が震災の影響により廃業となり、転職を余儀なくされ、その結果減収した。
	⑥-d	震災後、震災の影響により、家計を同一にする家族のうち就業していた（いる）家族が精神疾患を発症し、その結果減収した。

(5) 資格⑤他の奨学金との重複受給がないこと

複数の給付型奨学金の重複受給はできません。また、貸与型奨学金でも高校卒業で返還免除となる実質給付型奨学金（例：宮城県被災生徒奨学資金）を受給している場合も、重複受給はできません。他の奨学金を併願している場合は、複数の奨学金の受給が決定した時点で、「まなべる基金」を受給するか他の奨学金を受給するか、いずれかを選択してください。なお、平成28年9月時点で、すでに他の奨学金を受給している場合は応募できません（平成29年3月で給付期間が終了するものも含む）。他の奨学金との関係は、以下の通りです。

	奨学金の特徴	重複受給
貸与型 奨学金	返還が必要なもの	○
	高校卒業で返還免除となる 実質給付型奨学金と同等のもの 例：宮城県被災生徒奨学資金	×
給付型 奨学金	返還が必要ないもの	×

3. 応募必要書類

(1) 基本書類 ※応募者全員提出

用紙	書類名	対象	注意事項
A	応募資格 チェック シート		<ul style="list-style-type: none"> ・応募者本人および保護者が記入のこと ・資格①～⑤の全てを記入のこと ・黒のボールペンで、濃く見えるように記入のこと
B	奨学金願書		<ul style="list-style-type: none"> ・応募者本人および保護者が記入のこと ・必要項目を全て記入のこと ・黒のボールペンで、濃く見えるように記入のこと
C	課題作文・ 保護者から のコメント		<ul style="list-style-type: none"> ・『作文』欄は応募者本人、『保護者からのコメント』欄は保護者が記入のこと（作文は応募者本人に障がいがあり自筆による記入が困難な場合のみ保護者による代筆可） ・鉛筆書き可。ただし、濃く見えるように記入のこと
D	住民票	応募者と家 計を同一に する家族全 員分	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者と家計を同一にする家族全員分が記載されていること ・応募者と別居している家族も、家計を同一にしている場合は提出のこと ・「戸籍筆頭者」「世帯主」が記載されているもの ・2016年9月以降発行のもの ・コピー可
E	平成28年度 所得証明書	応募者と家 計を同一に する18歳以 上の家族全 員分	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者と家計を同一にする18歳以上の家族全員分を提出のこと ・応募者と別居している家族も、家計を同一にしている場合は提出のこと ・世帯全体の所得を確認するため、年金受給者や専業主婦、学生等、現在収入がない家族分についても、所得証明書を提出のこと ・平成27年1月～12月分の収入金額や所得の内訳が記載されていること ・源泉徴収票や給与証明書では受付不可 ・コピー可 <p>※役所によっては「(非)課税証明書」等、名称が異なる場合もある</p>

(2) 追加証明書類（用紙F） ※該当する方のみ提出

※下記に該当する、**応募者と家計を同一にしている18歳以上の方は**、それぞれ必要な証明書類を提出してください。

※提出書類は原本でなくコピーで構いません。ただし、控えとして**必ずコピーをとって提出**してください。

①所得を証明する書類

提出が必要な方	必要書類	注意事項
自営業を営んでいて 確定申告をしている方	平成27年分の確定 申告書B控え	<ul style="list-style-type: none"> ・税務署印の押印があるもの（電子申告控えの場合は印なしも可） ・平成27年1月～12月分の収入・支出等の記載があるもの

②社会保障を証明する書類

提出が必要な方	必要書類	注意事項
障害者年金・遺族年金を 受け取っている方	年金振込通知書、年 金額改定通知書の控 え（平成27年分）	<ul style="list-style-type: none"> ・年金受給者の名前と金額が入っているページを提出のこと
失業保険金を受け取っ ている方	雇用保険受給資格証 （平成27年分）	<ul style="list-style-type: none"> ・書類の両面（2ページ）を提出のこと
生活保護を受け取って いる方	受給額が記載された 生活保護決定(変更) 通知書（平成27年 分）	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者の名前と金額が入っているページを提出のこと

(3)「資格④ 東日本大震災における被災状況」を証明する書類（用紙 G） ※該当する方のみ提出

※該当資格の必要書類欄に記載のある書類は全て提出が必要です。

※提出書類は原本でなくコピーで構いません。ただし、控えとして**必ずコピー**をとって提出してください。

該当資格	必要書類	書類の詳細
①-a	1 り災証明書	住居が流出した事実または半壊以上であることを証明する書類
	2 取り壊し証明書、または建物の滅失登記	震災当時の住居が持家であり、かつ震災後に取り壊した事実が分かる書類 ・所有者名と住所の記載があること
	3 新居の住所が記載された売買契約書、または支払領収書	住居を購入した事実と契約者・金額が分かる書類
①-b	1 り災証明書	住居が流出した事実または半壊以上であることを証明する書類
	2 取り壊し証明書、または建物の滅失登記	震災当時の住居が持家であり、かつ震災後に取り壊した事実が分かる書類 ・所有者名と住所の記載があること
	3 転居先住宅の住所が記載された賃貸契約書	住居を借りた事実と契約者・金額が分かる証明書
②	1 り災証明書	住居が一部損壊以上であることを証明する書類
	2 修繕作業の契約書、または修繕契約の支払領収書	住居を修繕した事実と契約者・金額が分かる書類
	3 住居の住所が記載された売買契約書、または登記簿謄本	震災当時の住居が持家かどうかを証明する書類 ・所有者名と住所の記載があること（売買契約書の場合は、日付の記載があること）
③-a	1 り災証明書、または被災証明書	住居の「り災」または家族の「被災」の程度を証明する書類
	2 各拠点の住民票	応募者と異なる住所に保護者の一方または両方が居住していることが分かる書類（平成 28 年 9 月以降のもの） ・2 拠点の住所が記載されているもの
	3 転居先住宅の入居時の契約書	平成 23 年 3 月～25 年 3 月までの期間中に転居した事実が分かる書類 ・転居先住居の住所、契約者、入居時期が明記されていること
	4 転居先住宅の住所が記載された売買（賃貸）契約書、支払領収書のいずれか	避難先の住居の費用が分かる書類 ・住居を購入または借りた事実と契約者・住所・金額が分かること
	5 各拠点の公共料金の領収書（福島県内の住所と避難先住所のもの）	二重生活の各拠点の費用が分かる書類 ・各拠点の公共料金（水道・ガス・電気）の金額（平成 27 年 1 月～12 月分）が分かること
③-b	1 り災証明書、または被災証明書	住居の「り災」または家族の「被災」の程度を証明する書類
	2 各拠点の住民票	応募者と異なる住所に保護者の一方または両方が居住していることが分かる書類（平成 28 年 9 月以降のもの） ・2 拠点の住所が記載されているもの
	3 転居先住宅の入居時の契約書	平成 23 年 3 月～25 年 3 月までの期間中に転居した事実が分かる書類 ・転居先住居の住所、契約者、入居時期が明記されていること
	4 各拠点の公共料金の領収書（福島県内の住所と避難先住所のもの）	二重生活の各拠点の費用が分かる書類 ・各拠点の公共料金（水道・ガス・電気）の金額（平成 27 年 1 月～12 月分）が分かること

該当資格	必要書類	書類の詳細
④-a	1 り災証明書、または被災証明書	住居の「り災」または家族の「被災」の程度を証明する書類
	2 転居先住宅の購入時の契約書	平成 23 年 3 月～25 年 3 月までの期間中に転居した事実が分かる書類 ・転居先住居の住所、契約者、購入時期が明記されていること
	3 転居先住宅の住所が記載された売買契約書、または支払領収書	住居を購入した事実と契約者・金額が分かる書類
④-b	1 り災証明書、または被災証明書	住居の「り災」または家族の「被災」の程度を証明する書類
	2 転居先住宅の入居時の契約書	平成 23 年 3 月～25 年 3 月までの期間中に転居した事実が分かる書類 ・転居先住居の住所、契約者、入居時期が明記されていること
	3 転居先住宅の住所が記載された賃貸契約書	住居を借りた事実と契約者・金額が分かる証明書
⑤	1 事業所のり災証明書	事業所の「り災」の程度を証明する書類 ・事業所の住所が記載されているもの
	2 機器類を購入した売買契約書、または支払領収書	震災後に機器類を購入した内容・購入者・金額・時期が分かる書類
⑥-a	1 解雇通知書、雇用保険受給資格者証の写し、離職票のいずれか	震災の影響により「会社都合」で解雇されたことが分かる書類 ・雇用元の名称、解雇された日付が分かること
	2 平成 24 年～27 年度所得証明書（4 年分） ※各年度で 18 歳以上の家族全員分を全て提出のこと	震災前後の収入状況が分かる書類 ・各年度で 18 歳以上の家族全員分を全て提出のこと ・平成 24 年～27 年度所得証明書（平成 23 年～26 年中の所得に係るもの）4 年分全て提出のこと ・応募者と家計を同一にする家族全員分を提出のこと ・応募者と別居している家族も、家計を同一にしている場合は提出のこと ・世帯全体の所得を確認するため、年金受給者や専業主婦、学生等、現在収入がない家族分についても、所得証明書を提出のこと
⑥-b	1 住民票、または転居先住宅の入居時の契約書	平成 23 年 3 月～25 年 3 月までの期間中に転居した事実が分かる書類 ・転居先住居の住所、契約者、入居時期が明記されていること
	2 平成 24 年～27 年度所得証明書（4 年分） ※各年度で 18 歳以上の家族全員分を全て提出のこと	震災前後の収入状況が分かる書類 ・各年度で 18 歳以上の家族全員分を全て提出のこと ・平成 24 年～27 年度所得証明書（平成 23 年～26 年中の所得に係るもの）4 年分全て提出のこと ・応募者と家計を同一にする家族全員分を提出のこと ・応募者と別居している家族も、家計を同一にしている場合は提出のこと ・世帯全体の所得を確認するため、年金受給者や専業主婦、学生等、現在収入がない家族分についても、所得証明書を提出のこと
⑥-c	1 個人事業の開廃業等届出書（廃業に印のついているもの）	経営していた事業所が平成 23 年 3 月 11 日以降廃業にいたったことが分かる証明書 ・主に家計を支える方の事業所であること ・廃業日、事業所の住所が明記されていること
	2 平成 24 年～27 年度所得証明書（4 年分） ※各年度で 18 歳以上の家族全員分を全て提出のこと	震災前後の収入状況が分かる書類 ・各年度で 18 歳以上の家族全員分を全て提出のこと ・平成 24 年～27 年度所得証明書（平成 23 年～26 年中の所得に係るもの）4 年分全て提出のこと ・応募者と家計を同一にする家族全員分を提出のこと ・応募者と別居している家族も、家計を同一にしている場合は提出のこと ・世帯全体の所得を確認するため、年金受給者や専業主婦、学生等、現在収入がない家族分についても、所得証明書を提出のこと

該当資格	必要書類	書類の詳細
㊦-d	1 医師の診断書	「震災の影響によるもの」と理由の明記された医師による診断書 ・り患した人の氏名、病名が分かること
	2 処方箋、調剤証明書、薬剤証明書のいずれか	投薬を1か月以上行っていることが分かる書類 ・り患した人の氏名、投薬の量、処方された日付が分かること ・薬を処方した医師によるものであること
	3 平成24年～27年度所得証明書(4年分) ※各年度で18歳以上の家族全員分を全て提出のこと	震災前後の収入状況が分かる書類 ・各年度で18歳以上の家族全員分を全て提出のこと ・平成24年～27年度所得証明書(平成23年～26年中の所得に係るもの)4年分全て提出のこと ・応募者と家計を同一にする家族全員分を提出のこと ・応募者と別居している家族も、家計を同一にしている場合は提出のこと ・世帯全体の所得を確認するため、年金受給者や専業主婦、学生等、現在収入がない家族分についても、所得証明書を提出のこと

(4) 医療費・介護費の領収書または確定申告書A控えの写し (用紙H)

家計を同一にする家族で、平成27年1月～12月の期間中に合計10万円以上の医療費・介護費負担があった場合は以下の書類を提出してください。

※提出書類は原本でなくコピーで構いません。ただし、控えとして必ずコピーをとって提出してください。

書類名	注意事項
医療費・介護費の領収書、または確定申告書A控え	<ul style="list-style-type: none"> ・家計を同一にする家族に、該当する医療費・介護費負担費用が発生している場合のみ提出のこと ・平成27年1月～12月に発生した医療費・介護費の領収書のコピー、または税務署印のある確定申告書A控え

4. 注意事項等

本基金の応募にあたっては、以下の事項について予めご了承ください。

(1) 給付開始条件

本基金の奨学金の給付を開始する条件は以下の通りです。

- ① 給付対象期間中に、他の給付型奨学金、ならびに、貸与型奨学金でも高校卒業で返還免除になる実質給付型奨学金（例、宮城県被災生徒奨学資金）を受給していないこと。
 - ② 受給同意書等、当財団が後日指定する給付手続き書類を期日までに提出すること。
 - ③ 高校等への在籍が確認できる書類を提出すること。
- ※ 給付の停止の条件は、事前の予告なく変更される場合があります。予めご了承下さい。

(2) 給付期間中の義務

受給者または保護者には、奨学金の給付対象期間中、以下の義務が発生します。

- ① 受給者は、当財団が指定した時期に、高校等での活動状況について、当財団が指定する書式で「活動報告書」を提出すること。（年1回または2回を予定）
- ② 受給者またはその保護者は、以下の場合、変更が生じてから **1ヶ月以内**に在籍校を通じて「変更届」を提出すること。
 - ・当財団に申告している情報（住所、氏名、連絡先、保護者、振込先口座など）に変更があった場合
 - ・高校等での在籍状況に変更があった場合（転校、休学、長期欠席、留年、留学、退学、本人の死亡など）
- ③ 受給者または保護者は、当財団が追加の資料提出や報告を求めた場合、それに応じること。

(3) 給付の停止

受給者が、次のいずれか1つに該当した場合には、奨学金の給付を停止します。①～③については、当財団が認めた場合、奨学金受給の再開が可能です。⑨～⑫に該当する場合には、支給済みの奨学金を返還してもらいます。

- ① 休学する場合
 - ② 長期（1ヶ月程度以上）の欠席をする場合
 - ③ 前項「(2) 給付期間中の義務」への違反があった場合
 - ④ 受給者またはその保護者と連絡が取れなくなった場合
 - ⑤ 在籍校で謹慎または停学等の処分を受けた場合
 - ⑥ 高校等を退学した場合
 - ⑦ 警察に補導・逮捕等をされた場合
 - ⑧ 受給者が死亡した場合
 - ⑨ 給付対象期間中に他の給付型奨学金、ならびに貸与型奨学金でも高校卒業後返還免除になる実質給付型奨学金（例、宮城県被災生徒奨学資金）を重複受給した場合
 - ⑩ 応募書類や「(1) 給付開始条件」に定める手続き書類の記載に虚偽があった場合
 - ⑪ 受給者が反社会的勢力の関係者である場合
 - ⑫ その他、本基金の奨学生として妥当でないと当財団が判断する事実があった場合
- ※ 給付の停止の条件は、事前の予告なく変更される場合があります。予めご了承下さい。

(4) その他注意事項等

- ① 応募書類（各種公的書類等）の準備・取得・提出にかかる費用は応募者負担となります。
- ② 応募書類は必ずお手元にコピーを取って保管してください。
- ③ 提出いただいた書類の返却はいたしません。
- ④ 当財団は、奨学金の適正な給付のため、応募者、保護者、または在籍校に追加の資料の提出や報告を求める場合があります。
- ⑤ 当財団が、応募者、保護者または在籍校に追加の資料の提出や報告を求めた場合は、それに応じてください。
- ⑥ 当財団は、公的な奨学金、民間の奨学金、就学支援金制度の状況等に変更が生じた場合等に、事前の予告なく奨学金の金額・給付期間・給付開始・停止条件・その他の条件の変更を行う場合があります。予めご了承下さい。
- ⑦ 当財団は、ご提出いただく個人情報について、当財団ホームページ記載の「個人情報の取り扱いについて」に従い適切に利用します。在籍校への連絡または当財団の業務委託先への情報共有以外で、ご本人の承諾なく第三者に個人情報を提供することはありません。